

## 第 8 期計画期間（令和 3 年度～5 年度）における 第 1 号被保険者の保険料について

1. 中間案における保険料（基準月額） 6,200 円

2. 中間案以降の主な変動要因および保険料（基準月額）への影響額

(1) 介護報酬改定(3ヶ年平均+0.67%) 40 円

(2) 特定入所者介護（予防）サービス費の見直し  
(3) 高額介護（予防）サービス費の見直し } △61 円

(4) 調整交付金の交付割合の増(3ヶ年平均 3.4%) △59 円

\* 中間案より+0.2ポイント

(5) R2 実績の精査等による介護サービス量の見直し等 △119 円

(1)～(5)計 △199 円

3. 最終案における保険料（基準月額） 6,001 円

- 介護保険事業財政調整基金の残高のほぼ全額にあたる 67 億円を活用することにより、6,716 円から 715 円軽減しています。
- 第 7 期計画期間(平成 30 年度～令和 2 年度)の保険料(基準月額)である 5,893 円との比較では、108 円（1.8%）の増加となります。
- 所得段階別の保険料は裏面のとおりです。

第8期計画期間（令和3年度～令和5年度）の  
第1号被保険者（65歳以上の方）の保険料額

区分	所得段階	対象となる方	基準額に対する割合	年額保険料（ ）内は月額換算			
				R2年度	中間案	最終案	
基準額より軽減される方	1	生活保護を受けている方 世帯員全員が市町村民税非課税で、本人が老齢福祉年金を受給している方	0.30 (※)	21,200円 (1,768円)	22,320円 (1,860円)	<b>21,600円</b> <b>(1,800円)</b>	
	2	世帯員全員が市町村民税非課税で	本人の前年の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計額が80万円以下の方	0.30 (※)	21,200円 (1,768円)	22,320円 (1,860円)	<b>21,600円</b> <b>(1,800円)</b>
	3		本人の前年の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計額が80万円を超え、120万円以下の方	0.40 (※)	28,200円 (2,357円)	29,760円 (2,480円)	<b>28,800円</b> <b>(2,400円)</b>
	4		本人の前年の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計額が120万円を超える方	0.70 (※)	49,500円 (4,125円)	52,080円 (4,340円)	<b>50,400円</b> <b>(4,201円)</b>
	5	本人が市町村民税非課税（世帯に市町村民税課税の方がいる場合）で	本人の前年の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計額が80万円以下の方	0.85	60,100円 (5,009円)	63,240円 (5,270円)	<b>61,200円</b> <b>(5,101円)</b>
基準額の方	6	本人の前年の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計額が80万円を超える方	1.00	70,700円 (5,893円)	74,400円 (6,200円)	<b>72,000円</b> <b>(6,001円)</b>	
基準額より増額される方	7	本人が市町村民税課税で	本人の前年の合計所得金額が125万円未満の方	1.10	77,700円 (6,482円)	81,840円 (6,820円)	<b>79,200円</b> <b>(6,601円)</b>
	8		本人の前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	1.25	88,300円 (7,366円)	93,000円 (7,750円)	<b>90,000円</b> <b>(7,501円)</b>
	9		本人の前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	1.50	106,000円 (8,840円)	111,600円 (9,300円)	<b>108,000円</b> <b>(9,002円)</b>
	10		本人の前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満の方	1.70	120,200円 (10,018円)	126,480円 (10,540円)	<b>122,400円</b> <b>(10,202円)</b>
	11		本人の前年の合計所得金額が500万円以上700万円未満の方	1.90	134,300円 (11,197円)	141,360円 (11,780円)	<b>136,800円</b> <b>(11,402円)</b>
	12		本人の前年の合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の方	2.10	148,500円 (12,375円)	156,240円 (13,020円)	<b>151,200円</b> <b>(12,602円)</b>
	13		本人の前年の合計所得金額が1,000万円以上の方	2.30	162,600円 (13,554円)	171,120円 (14,260円)	<b>165,600円</b> <b>(13,802円)</b>

(※)第1段階から第4段階までの「基準額に対する割合」は、公費により軽減しています。

(第1段階および第2段階：0.50→0.30，第3段階：0.65→0.40，第4段階：0.75→0.70)

・実際に1回の納期で納めていただく保険料額は、納付回数異なる（特別徴収は6回、普通徴収は10回）ことなどから、上記の金額とは異なります。

・合計所得金額は、地方税法上の合計所得金額（収入から必要経費等を控除した額）から、譲渡所得に係る特別控除額を差し引いた金額です。